

第17回大垣市景観遺産審議会 会議録

<p>日 時：平成26年11月20日（木） 午後1時25分から午後3時まで</p> <p>場 所：大垣市役所 東庁舎3階 大会議室</p> <p>議 題：大垣市景観遺産及び景観自慢の指定について ほか</p> <p>出席委員（敬称略）</p> <p style="padding-left: 20px;">溝口 正人（会長）、高木 朗義（会長代理）</p> <p style="padding-left: 20px;">鈴木 隆雄、杉原 重明、森川 賢治 【計5名】</p> <p>市及び事務局</p> <p style="padding-left: 20px;">田中 裕（都市計画部長）</p> <p style="padding-left: 20px;">北村 弘司（都市計画課長）</p> <p style="padding-left: 20px;">渡部 直樹（都市計画課主幹）</p> <p style="padding-left: 20px;">加藤 重徳（都市計画課景観整備グループ）</p> <p style="padding-left: 20px;">森本早由里（都市計画課景観整備グループ）</p> <p style="padding-left: 20px;">鈴木 元（文化振興課文化財保護・活用推進グループ）</p> <p style="padding-left: 20px;">臼井 みか（文化振興課文化財保護・活用推進グループ） 【計7名】</p>	
事務局	<p>（開始時刻 13：25）</p> <p>※開会にあたって（会長へ議事進行をお願いするまでの間、議事を進行）</p> <p>※都市計画部長あいさつ（略）</p> <p>＜議事進行については、大垣市景観条例施行規則第39条第2項の規定により、会長が会務を総理することとなっているため、以降の議事は会長が執り行う。＞</p>
会 長	<p>※本日の審議会は、大垣市景観遺産・景観自慢の指定に関する審議となり、大垣市情報公開条例第6条に定める非公開情報についても審議することになるため、前回と同様に非公開とすることを報告</p> <p>※議事録署名者として鈴木委員を指名</p> <p>※議案として、「大垣市景観遺産及び大垣市景観自慢の指定について」及び「大垣市景観遺産の指定の解除について」の2件を議題とすることを報告</p> <p>※事務局に対し、議事（2）①「景観遺産・景観自慢指定候補物件の同意取得状況について」の説明を要請</p>

事務局	<p>※景観遺産・景観自慢指定候補物件の同意取得状況について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料3】により同意取得状況の説明 <ul style="list-style-type: none"> 〔景観遺産新規指定3件、予備登録2件、 景観自慢新規指定4件、除外物件2件〕 <p>※協議事項について説明</p> <ol style="list-style-type: none"> ①宝光院（ひだりめ不動）の指定種別について ②【個人情報等に関する発言のため非公開】の指定範囲【資料4】について
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>景観遺産・景観自慢指定候補物件の同意取得状況等について、事務局より報告していただきました。</p>
会長	<p>ただいま事務局から、2つの審議事項について報告がありました。まず1つ目の、宝光院（ひだりめ不動）の指定種別について審議したいと思います。</p> <p>※主な意見は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の種別としては民俗文化財になると思うが、お祭りの行為そのものには歴史的な蓄積があると考えられる。（委員） ・【個人情報等に関する発言のため非公開】年に建てられた櫓というのは、どれを指すのか。（委員） ・はだか祭りの際に、俵を落とすところである。（事務局） ・実際に現地確認した際にはもう少し古い印象を持ったが、その当時新築された物件なのか。（委員） ・所有者からの報告書には、『建築年度【個人情報等に関する発言のため非公開】年』とあり、そのときに新築された物件と考えられる。（事務局） ・歴史性を評価して、歴史文化遺産が適当ではないか。（委員） ・講評の際に歴史文化遺産であることをわかるようにすべきである。（委員）
会長	<p>建物そのものはそれほど古くないので、風景資産でもよいという考えもあるが、祭礼という民俗的な行為に重点を置くということで、歴史文化遺産として取り扱うことでよろしいでしょうか。</p>

委員	(異議なし)
会長	<p>それでは、2つ目の、【個人情報等に関する発言のため非公開】の指定範囲について審議したいと思います。</p> <p>※主な意見は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> • 地元では、指定について時期尚早という雰囲気なのか、それとも指定に反対という意見が多いのか。(委員) • 地域の役員も含め、関係者が多いので、関係者の総意となると時間がかかるのではないかと。拒否というニュアンスではなさそうである。(事務局) • 管理の形態はどのようになっているか。(委員) • 地域で管理されている。各個人で所有している部分もあれば、財産区で管理している部分もある。(事務局) • 地域では、直ちに指定の可否について判断できるという段階ではなく、まだ整理している段階と認識してよいか。(委員) • そのとおりです。(事務局) • 応募があったのは【個人情報等に関する発言のため非公開】だが、事務局案としては、審議の中で【個人情報等に関する発言のため非公開】ということがあったので、今回提示した5つのため池と、そこから続く水路・マンボを対象とするのが適当と考えている。(事務局) • 資料の中に、取水口からため池までの部分は対象外とあるが、どこの部分を指すか。(委員) • 今回の資料には表示されていないが、ため池の上流に水の取り口があり、その取り口からため池までに流れる部分は対象とならないという趣旨です。(事務局) • 取水口というと出口のイメージがあるが、実際にあるのか。(委員) • ため池の上流に水を取る口があるのか。ため池というと、せき止めて川から引いてくるイメージがあるが。(委員) • 実際には河川からため池に水を引いてきて、ため池に水をため、そこからさらに下流の田畑に配水している。(事務局) • これは非常に珍しいと思う。(委員)

	<ul style="list-style-type: none"> ・むしろ川から導水路で水を取るため池のほうが珍しいのではないか。(委員) ・ため池の上流のほうが集水地域となっており、降った雨水がそこに流れ、ため池に溜まっていくようになっている部分もある。(委員) ・通常は河川をせき止めて、水を溜めることが多い。(委員) ・マンボも珍しいが、水系をまたいで水を引くというのも珍しい。(委員)
<p>会 長</p>	<p>現時点では予備登録物件であることから、ため池への導水部分についても、再度事務局で整理して、同意取得の時期に改めて検討するというところでよろしいでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>会 長</p>	<p>そのほかの物件についてはいかがでしょうか。</p>
	<p>※主な意見は次のとおり</p> <p>【個人情報等に関する発言のため非公開】について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かなりの規模のお屋敷と思われる。その点では、景観遺産としてのみならず、文化財としての価値も高いと思われる。大垣地域で見たときに、この物件と同程度の建物はどのくらいあるか。教育委員会としてはどの程度把握しているか。(委員) ・本物件は、近代和風の調査の対象物件となったので、所有者と連絡を取ったが調査の同意を得ることはできなかった。大垣全体としてもこれほどの規模のものは多くない。現状では全体を把握できていないが、今年度・来年度で建築士会の協力を得て、歴史的建造物のリストアップを行う予定である。今後は全体の把握に努めたい。(文化振興課) ・このあたりでは見慣れたものではあるが、全国的に見ても非常に特徴的で、注目を集める物件である。価値の高いものなので、部署も横断的に働きかけて、滅失しないように連携して欲しい。(委員) ・大きな水屋は、揖斐川を西に拡幅したときに、かなりの数が壊されてしまった。(委員) ・近代遺産の一次調査のリストには載るのか。(委員) ・一次調査リストには載る。(文化振興課)

	<ul style="list-style-type: none"> • 一次調査のリストに載った時点で行政的に働きかけが可能な物件となる。文化財としてのみならず、景観的にも価値が高いので、外観の補助金制度の紹介も含めて、引き続き指定に向けた働きかけをしてほしい。(委員)
会 長	<p>※事務局に対し、議事(2)②「景観遺産・景観自慢指定候補物件の講評内容等について」の説明を要請</p>
事務局	<p>※指定候補物件の講評内容等について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> •【資料5】により、講評内容等(講評内容、指定番号等)の説明
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>景観遺産・景観自慢指定候補物件の講評内容等について、事務局から説明していただきました。</p> <p>それでは、物件ごとに講評内容等について確認してまいりたいと存じます。</p> <p>※以下物件ごとの主な意見</p> <p>【興文木(クスノキ)と正門門柱】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 門柱の材料が記載されていなかったので、「花崗岩の大きな正門門柱」というように訂正してはどうか。(委員) • 表現上の問題で、「再び」と「生き返る」が重なるので、「再び」を削除してはどうか。(委員) <p>【本町橋】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 昭和10年を戦時下と表現するのは、ちょっと時期的に早いのではないか。また、「戦意高揚」の文言だが、直接的に戦意高揚と言えるかどうか不明である。(委員) • 戦意高揚まで踏み込む必要はないと思う。(委員) • 「橋です。」で切って、「当時の風潮や世相がこのようなデザインを採用させたものと考えられ」を削ってはどうか。(委員) • 風潮や世相を入れると、偏った歴史的な評価になりそうである。(委員)

【宝光院（ひだりめ不動）】

- 祭礼に伴う「建物」を正式な名称の「櫓」に修正。
（委員）
- 裸祭りは、古くからの歴史はあるか。（委員）
- 記録がなく、正確には不明である。（事務局）
- 「祭の熱気を思い起こさせる」の前に「伝統的な」を入れると、歴史文化遺産としての評価も表現できるのではないか。
- 種類の後ろにある、括弧書きの（建築物）が気になる。
（委員）
- 括弧書きの部分は、管理台帳に記載するだけで、表には出されない。特に決まりはないので、「民俗」とすることも可能。（事務局）
- それなら、「建築物」を「民俗」に訂正すればおさまりが良いのではないか。（委員）

【【個人情報等に関する発言のため非公開】】

- 取水口（導水）の部分について、講評に加える必要があるのではないか。（委員）
- 予備登録物件の講評も本日確定する必要があるか。
（委員）
- 指定のときに講評を修正することは可能です。
（事務局）
- 現時点では予備登録物件のため、今日の時点では保留として、同意を得られた時点で再度講評の内容を検討してはどうか。（委員）
- 指定範囲、同意取得の状況に合わせて、指定となった時に改めて講評についても検討することも可能。（事務局）
- 本日の時点では保留としてよろしいか。（会長）
- 異議なし。（委員）

【琉球使節ゆかりの石燈籠】

- 「この地の住民と交流した歴史」という表現は適切か。
（委員）
- 私が修正を依頼した部分である。（委員）
- この表現で問題ないと思う。（委員）

※上記以外の物件については、意見なし

会 長	<p>それでは、景観遺産・景観自慢指定候補物件の講評内容等について、事務局案を基に、現在修正があった箇所を反映させたものに決定し、【個人情報等に関する発言のため非公開】については、保留とするということによろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p>
会 長	<p>※事務局に対し、議事(2)の③「景観遺産予備登録物件の解除について」の説明を要請</p>
事務局	<p>※予備登録物件の解除について報告 <ul style="list-style-type: none"> ・【資料6】により説明 </p>
会 長	<p>ただいま、事務局から説明をいただきました件について、何かご意見、ご質問等がございましたら、ご発言願います。 今回、本物件が解体されることに伴い、記録を残すため、教育委員会から依頼があり、私を実測調査をさせていただくことになりました。</p>
会 長	<p>※文化振興課に対し、「調査の概要について」の説明を要請</p>
文化振興課	<p>※調査の概要説明 <ul style="list-style-type: none"> ・【個人情報等に関する発言のため非公開】 ・現在の市営東外側駐車場のあたりに巨大な和館もあった。 ・所有者の意向により、今後の調査結果の公表等は未定。 </p>
会 長	<p>※事務局に対し、議事(3)「大垣市景観遺産の指定の解除について」の説明を要請</p>
事務局	<p>※景観遺産指定解除候補物件について説明 <ul style="list-style-type: none"> ・【資料2】により説明 ※景観遺産の指定の解除について答申案の説明 <ul style="list-style-type: none"> ・【資料7】により、答申書(案)の内容説明(旗本西高木家陣屋と高雄のもみじ) </p>

会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>今回、この物件が国の史跡に指定されたということですが、現状変更する場合には届出が必要になると思われます。</p> <p>景観遺産の指定は陣屋ともみじとセットになっていますが、史跡になると、もみじの植栽についてはどのような取扱いとなりますか。</p>
文化振興課	<p>もみじ自体は史跡を構成する要素ではありませんが、指定時の現状には含まれるものとなるので、伐採等については現状変更の手続きが必要となります。また、正当な理由のない限り現状変更は難しく、現状が維持されます。</p> <p>今後は、史跡の保存管理計画を策定し、その計画に基づいて維持管理をしていきます。近代の高木家の時代に植えられた木も多いので、そのあたりも考慮しながら史跡の整備をしていきたいと考えております。</p>
会 長	<p>その他ご発言も無いようですので、「旗本西高木家陣屋と高雄のもみじ」については、原案のとおり景観遺産の指定を解除し、答申書の内容については原案のとおりとするということでしょうか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p>
会 長	<p>※事務局に対し、議事(4)の「その他」の「今後のスケジュールについて」の説明を要請</p>
事務局	<p>※今後のスケジュールについて説明</p> <p>・【資料8】により、今後のスケジュール案の説明。</p>
会 長	<p>ただいまの説明について、何かご意見、ご質問等がございましたら、ご発言願います。</p>
委 員	<p>(意見・質問なし)</p>

<p>会 長</p> <p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。 本日予定されている議案は以上でございます。では、事務局にお返しします。</p> <p>ありがとうございました。 それではこれもちまして、第17回大垣市景観遺産審議会を閉会といたします。本日はどうもありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">（終了時刻 15:00）</p>
<p>配布資料 一覧</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大垣市景観遺産審議会委員名簿 【資料1】 ・諮問書（写） 【資料2】 ・大垣市景観遺産・景観自慢同意取得状況一覧 【資料3】 ・【個人に関する情報等のため非公開】エリア指定図 【資料4】 ・大垣市景観遺産・景観自慢講評等一覧（案） 【資料5】 ・大垣市景観遺産予備登録物件の解除について 【資料6】 ・大垣市景観遺産の指定の解除について（答申案） 【資料7】 ・今後のスケジュールについて 【資料8】

※資料3～6は、内容が個人に関する情報等のため、非公開としています。